

最低賃金 1,000 円以上 全国一律制度を目指して



2013.3.27 発行

東京都文京区湯島 2-4-4
全労連TEL 03-5842-5611

日本医労連 安全・安心の職場づくりへ パート職員への思い切った呼びかけで、組織拡大と要求運動を前進！

日本医労連の 2013 年春闘では、ベースアップ要求実現に力を入れるとともに、安全安心の職場づくりに欠かせない、パート等非正規労働者の処遇改善・均等待遇の実現を進めようと意思統一しています。①パート法改正署名（均等待遇強化等）②全国一律最低賃金 1,000 円引き上げ署名 ③中央最賃・審議会委員の任命を求める「団体署名」に取り組んでいます。

最賃審議会委員には、中央審議会には、原英彦書記次長が、地方審議会には、愛知の西尾美沙子書記長、富山の嘉地政見執行委員長が立候補しています。

ガ ン バ レ 中央最賃委員の団体署名は18県112団体

- *北海道 3 *青森13 *岩手19 *秋田7 *福島 2 *茨城 9 *群馬3
- *神奈川7 *新潟3 *長野10 *東京 1 *富山 2 *岡山8
- *愛知 8 *兵庫 4 *香川 1 *広島 1 *鹿児島 6 *日本医労連 5

有期雇用契約の無期への改善を



改正・労働契約法（4月施行）で「5年間契約後、本人申請で無期契約に移行が義務化」

医療職場は慢性的な欠員状況です。ところが、非正規で働く労働者のほぼ 9 割が有期契約。「雇い止めにならないか、いつも不安」と雇用安定への要求は切実です。この 4 月、改正労働契約法が施行され、今後 5 年の雇用期間が継続した後は、労働者本人の申し出を要件として、無期契約への転換がはかられることになりました。労働組合のある職場では、法律の施行を待たず、ただちに無期契約への転換を要求しようと提案しています。

福岡 福岡地方最低賃金審議会に5人の委員を推薦

福岡の仲間は、第 48 期福岡地方最低賃金審議会労働者委員に 5 人の候補を立て、推薦をしました。馬場実知子（エフユーブ生協労組）、小原徹也（福岡自治労連）、内田大亮（自交総連福岡地連）、浦上和正（福岡県医労連）、門馬睦男（福岡地域労組きずな）の 5 氏です。

3月4日 労働局に要請

福岡労働局は、1989 年の労働戦線の再編成の後、福岡地方最低賃金審議会の労働者代表委員の任命に関して、連合福岡傘下の労組の推薦者のみ任命し続けてきました。特定の労働組合に偏った任命を行なうことは露骨な差別行政であり、「労働者一般の利益」が反映されない人事です。このよ

うな不公正任命に対して、福岡県労連は、行政不服審査法にもとづく審査請求を毎行なうて来ましたが、「不服申立てをする法律上の利益有する者」ではないとして却下されています。

労働委員会の偏向任命取り消し訴訟の判決をふまえよ！

福岡県労働委員会においても同様のことが続けられており、裁判闘争を起こしました。2001年10月30日の福岡地裁判決で、「県労連を排除することを意図して、県労連に加盟する労働組合に所属する候補者であることの理由だけで労働者委員に任命しなかった」と県知事に裁量権の逸脱があったことを認定しました。

また、2006年4月1日からスタートした労働審判制度の審判員の任命は、最高裁判所の人事ですが、そこでは厚生労働省がまとめた「労働組合基礎調査報告」による組織人員比を基準のひとつとし、それによって審判員の任命数を割り出す作業を行なうことで、全労連からも労働審判員が任命されています。労働審判員に求められる「公正さ」を、任命行為の公正さによって担保しようとしています。

最賃審議会でも公正任命はできるはず

地方最低賃金審議会の人事案件においても、こうしたことは実施可能であるにもかかわらず、福岡労働局はその検討をしてくれませんでした。

今回も委員定数を上回る候補が推薦されていることから、候補者全員が必ず委員に任命されるわけではありません。しかし、毎回、県労連加盟の労働組合が適任と信じて推薦する人物が、必ず任命されないという事態に直面しているため、どのような人物が、委員にふさわしいのか、任命基準について説明を求めています。労働局の回答は、「総合的に判断をした」というばかりで、納得しうる任命基準の説明をしたことがありません。私たちが期待した結果をくつがえすだけの判断をするに足る理由や基準が、示されてしかるべきではないでしょうか。それを明らかにしないまま、任命処分をするのであれば、任命権限を恣意的に行使し、行政にあってはならない差別的任命を行なっているとの批判を免れることはできません。公正さを証明できない不当な任命処分は、行うべきではありません。

—□■ お願い —————■□—

☆中央最低賃金審議会の公正任命要請団体署名の取り組みについて

目標数 5,000 団体⇒現状 600 団体。29 日までにお手元の署名を全労連まで送付してください！

◆各地の取り組みについて、全労連まで、お知らせください。

担当：伊藤、阿部、溝口、平川

—□■ —————■□—

最低賃金 1000 円以上！全国一律最低賃金の実現を！